

東京大学史料編纂所所蔵『集』について

伴瀬明美

はじめに

東京大学史料編纂所には、『集』と題された一冊の謄写本（請求番号二〇〇九一六）が架蔵されている。その謄写奥書によれば、本書は、昭和九年に当時東京市在住の八代恒治氏が所蔵していた『集』を謄写したものとされる。この『集』は、四〇以上の文書・典籍・抄物類がまさしく「集」め写されたもので、「以甘露寺家所持本令書写者 天保十二年三月 光成」という広橋光成の書写奥書があり、八代氏以前の伝来がうかがえる。本書の所収史料のなかには、応永一四年の宣陽門院御領目録や室町院領目録など広く知られた史料も含まれており、自治体史等の史料集に引用掲載されることも少なくない。しかし、『集』という書物全体についての書誌学的な考察は行われていないようである。そのため筆者は、昨年度、この謄写本『集』について基礎的考察をこころみたが、

たところ、「集」という書名はもとより、所収史料の内容、さらには字配りに至るまで両書は一致すること⁽³⁾、さらに、前掲の広橋光成の書写奥書が裏松家本にはないことから、この裏松家本『集』こそが謄写本『集』の祖本であると考えられることがわかつた。

謄写本『集』を用いた先度の考察においては、本書の原形態をつかがうことが困難であるという障壁があり、結果として不確定の部分を多く残さざるをえなかつたが、祖本が判明したことによつて、この障壁はとりのぞかれたことになる。そこで、祖本である裏松家本『集』によつて、あらためて本書の書誌学的考察をこころみ、あわせて所収史料の簡単な紹介を行いたい。

以下では、単に本書、あるいは『集』とよぶ場合、裏松家本『集』をさすこととする。

一 『集』の概要

その後、藤原重雄氏より、史料編纂所所蔵特殊蒐書「裏松家本」のなかに『集』という冊子があるとの御教示をうけた。裏松家本は、一九五四年に史料編纂所が徳大寺公英氏より購入したもので、近世後期の有職故実家裏松固禪（光世）の自筆書写本・草案類を数多く含む史料群である。

藤原氏の御教示にしたがつて裏松家本『集』と謄写本『集』を比較し

本書は、縦一四・九センチ、横二〇・二センチの袋綴。表紙表紙で九九丁、墨付き九六丁。表紙右上隅に「集」と打ち付け銘がある。冊子全体に虫損がみられ、とくに後半は虫損がかなり進んだ状態にある。ちなみに、謄写本にはおそらく親本の縦寸法を示すと思われる界線が各頁の上下に引かれているが、これは裏松家本の縦寸法に近似している。

次に本書の構成である。謄写本による考察の段階では、「集」という表題が当初からの書名かどうかは不分明であったが、本書の銘によつて、「集」が当初からの表題であつた——少なくとも作成者によつて付されたであろう——ことがわかる。遊び紙に次いで三丁オモテからが「目六」で、本書に收められている典籍・文書類の書名が並んでいる。左にその釈文を掲げた。「○」印および合点はすべて朱筆で記されている。なお、書名下の括弧内の数字は、解説の便宜のため筆者が付したものである。

【釈文】

目六

〔この箇所に「裏松文庫」蔵書印あり〕

- 女房官品（一）
- 古文書三卷
京御領御所跡
六条殿御修理間充
泉涌寺領
- 平治元年斎宮寮公文（四）
- 旧記日録三卷（五）
- 中院通一公筆旧記写（六）
- 腰輿御修理注進状（七）
- 長元九年大嘗会本文屏風（八）
- 葉黃記殿拍子合（九）
- 内膳奉膳等庭朝臣注進三通写（一〇）
- 侍臣更衣事（一一）
- 入道左府記延暦元年十一月十六日（一一）
- 脛事（一三）
- 天曆御記応和三年八月十九日廿日（一四）

同四年七月十日

○更衣雜抄（一五）

○古文書三通

室子院御領一通
宣陽門院御領一通
下京東畠一通
(一六①)
(一六②)
(一六③)

○古文書五通（一七）

○庄園古文書（一八）
(一九)

○作法古実（二〇）

○古文書二通
御祈之事

○九条禪閣膝行説付隨身等事（一一）

○大判事章茂記（一一）

○北面始仮名記（一三）

○応安四年御譲位記大夫史兼治（一四）

四丁オモテ⁽⁴⁾からが本書の本文といふべき文書類の写しの部分となるが、この部分は、後掲の釈文からわかるように、^{（5）}朱丸が付いた見出しが、書名の表題（冒頭「目六」と対応する）・^{（6）}典籍・文書等の写し・^{（7）}書写奥書・^{（8）}署名のない花押⁽⁵⁾を小単位とし、それが繰り返されるという構成になつていて⁽⁵⁾。一丁の行数・字数は、書目によつてまちまちである。稿末【奥書一覧】に所収史料すべての書写奥書を掲げたが、その日付や内容からみて、本書は、花押の主が、様々な人々からその所蔵するところの典籍・文書類を借り出し、順次、冊子に書き写していくものと考へられよう。

二 『集』の編者

それでは、この花押（写真1）の主は誰か。これについては、先度の考察において裏松固禅であると推定したが、他ならぬ裏松家本史料中に『集』の祖本をみいだしたことによつて、裏松家本を再調査したところ、整理中の固禅自筆書写本群中の『浅浮鈔』に「寛政九年四月十二日

写真1

天明七年二月十九日

写真2

寛政九年五月廿日

写真3

次に、『集』所収史料の親本の借用元としてみえる人々について述べておこう。まず、(一)・(八)・(一四)の親本所蔵者としてみえる「無仏斎」「龜石堂」とは、藤原貞幹である。いうまでもなく、『国朝書目』『好古日録』等の編著作があり『大日本史』編纂を助けたともいわれる著名な有職故実家である。

「伴積興宿禰」「尾崎玄蕃頭」「縫殿頭」等としても多くの奥書にみえるのは、尾崎積興。天明五年五月に玄蕃頭、同七年八月に縫殿頭となっている。彼も、『江家次第秘抄』等の著作がある有職故実家である。

写　固禪（花押）という奥書（写真2）を発見した。これによって、花押の主が裏松固禪であること、すなわち『集』の編者が固禪であることが確定した。裏松家本中には、この花押の奥書をもつ書写本が他にも複数みられるが、筆者の管見の限りでは、『浅浮鈔』一例を除いて花押と署名とを共に備えたものはなく、固禪は通常花押か署名かという使い分けをしていたと思われる。

裏松固禪は元文元年（一七三六）生まれ。宝暦八年（一七五八）、二十五歳の時に宝暦事件に連座して遠慮を命ぜられ出家したが、その後も有職故実の研究をつづけ、『大内裏図考証』を執筆。天明八年（一七八八）に焼けた内裏の新造にあたって松平定信より諮詢をうけ、寛政二年（一七九〇）の内裏再建においては、その著作『大内裏図考証』とともに大きく貢献したとされている。『集』が成立した年代は、固禪が出仕をとどめられていた時期から参内を許され内裏造営に参与しはじめた時期にかかるており、『集』の存在は、裏松家本に含まれる大量の自筆書写本とともに、この時期、固禪が精力的に有職故実研究を進めていたことをうかがわせるものである。

(一)・(五)で「頼理朝臣」とみえるのは、錦小路頼理。父祖と同様典薬頭に任じ、「医方朗鑑」「本草薬名備考和訓鈔」の著書もある。固禪の没後、固禪の娘・門人らによつて『大内裏図考証』三〇巻の写本（現宮内庁書陵部所蔵）^⑨が作成されたことが西井芳子氏によつて明らかにされているが^⑩、この写本の奥書（固禪の娘直子によるもの）には頼理の名が見え、彼が固禪の門人であり、この写本作成を助成していたことがわかる。

(二)の「故宗直朝臣」は高橋宗直。天明五年正月没。御厨子所預を世襲する高橋家に生まれ、『大床子朝餉等御膳図』『宝石類書』等の編著作をのこしている。

(二)・(四)に「日野中納言資規」「日野中納言」とみえるのは日野資矩で、私家集『日野資矩集』のほか、『文政度大嘗会次第並備忘』等の著作がある。

このように、彼等はいずれも一八世紀末の京都における有職故実家達である。彼らの名は、『集』のみならず多くの固禪書写本に文書の貸借相手としてみており、^⑪彼等と固禪との間に文書類の相互貸借を通じた交流が存在していたことがうかがえよう。^⑫^⑬

三 『集』所収史料の概要

本来、『集』全体を翻刻すべきであるが、四〇点を超える文書・典籍類すべてを掲載することは紙幅の都合で不可能があるので、ここでは、『目六』で「古文書△通」というように一括された文書類についてのみ訛文を付した。また、同様の事情で解説についても、訛文を付せなかつた典籍類を中心に、注目すべき所見がえられるもの、『国書総目録』(以下『国書』と略す)に書名がみえないものについてとりあげることとした。なお、以下で用いる書目名は、「目六」記載のものではなく、見出し様の表題として各典籍・文書の前に付されたものである。

(一) 女房の官しなの事

本史料は、「女房官品」「女官志」等の名称で多くの伝本がある。かつて徳大寺家本『女房官品々』について簡単な解説を行った際に『集』本を含めた諸本についても述べたので、詳細についてはそれを参照されたいが、『集』本は、權少外記中原定友の書写奥書を持つという点で群書類徒本と同系統の伝本に属すると考えられる。

(二) 諸陵雜事注文

本史料は『丹鶴叢書』六に翻刻されているが、その奥書には次のように見える。

享保二十年七月八日、以古本写之、
明和庚寅(七年)六月五日夜、以宗直朝臣真蹟本写之、
御厨子所采女正紀宗直
藤原貞幹

(四) 平治元年斎宮寮公文

この文書は、『集』の他に、京都国立博物館保管『義天錄』(内題「新編諸宗教藏総録」)第一巻の裏書にみえる。『義天錄』はもと高山寺藏本であったが、『集』本の親本尾崎積興本と高山寺本との関係は不明である。固禪は本史料にみえる「寮」を斎宮寮であるとして表題をつけていが、この考証が正しかったことは、稻本紀昭氏の研究によつて証明されている。

(五) 旧目録三卷

『集』本の親本は藤原貞幹所蔵本であるから、この明和七年貞幹書写本がそれである可能性もある。また、『国書』によれば静嘉堂文庫本は

明和七年藤原貞幹写ということであるから、これが自筆本であれば、『集』本の親本はこの静嘉堂文庫本であるかも知れない。なおここにみえる紀宗直とは、(一五)の親本所蔵者である高橋宗直である。したがつて、この奥書からは高橋宗直と固禪・貞幹との関係がうかがえよう。

(三) 古文書三卷

訛文参照。(1)の「京御領御所跡」は、今のところ他本の存在を確認できなきが、『国書』で『国朝書目』にみえるとして書名のみがあげられている「京御領御所跡記」は本史料をさすと思われる。とすれば、本史料はいわば『集』によってその存在が確認されたことになる。これと同じことがいえるのが、(2)の「六条殿御修理間宛」、(7)の「注進腰輿御修理之事」で、やはり『国書』⁽¹⁷⁾には『国朝書目』にみえるとして書名のみが掲出されているものである。これらも『集』によつてその内容を知ることができたといえよう。興味深いのは、『国朝書目』の編者が藤原貞幹であることであつて、『国朝書目』に書名がみえるということは、貞幹はその存在を認識していたということになる。さらに、これらの親本はいずれも尾崎積興蔵本であるから、これらの三書目は固禪と貞幹と尾崎積興との交流をうかがわせるものともいえよう。

を書き上げたもの（①）と、「又一卷 伏見殿御記目六」と題された、

長暦・建保、後伏見院等の御記の目録（②）と、「又一卷 被渡岡松殿

御櫃目六 永徳二」と題される典籍目録（③）の三巻を書写したもの。

本史料とほぼ同じ目録がかつて大須文庫（真福寺宝生院）に存在したと

考えられ、その写本が影写本『書籍目録大須本』（請求番号三〇〇五一一）

として本所に架蔵されている。この大須本については、各目録の性格についての考察を含め田島公氏が詳細な検討を行つており、全文の翻刻も

なされているので、まずは田島氏の研究を参考されたい⁽²¹⁾。田島氏によれば、これらの目録は、①②は崇光院から栄仁親王に伝えられた伏見宮家

所蔵の図書目録、③は永徳二年の後円融天皇の讓位に関連した持明院統

御所内での書籍の移動に関する蔵書目録である。

『集』本と大須本では、その体裁において大きな相違がある。『集』本

は、①②③が各一巻と記され、親本は巻子であつたと思われるのに対し、

大須本は切り紙八枚分として影写され、「御記惣目録」と「被渡岡松殿

御櫃目六」には端裏書があり、さらにこれらの目録の前には、各目録名

が書き上げられ「書籍目録」という端裏書をもつ目録一紙がある。⁽²²⁾こう

した相違は、『集』本との親本の違いに由来すると考えられるが、大須

本の原本の所在は不明であるうえ、写本からでは原本の形態を明確に推

定することはできない。『集』本については、奥書に親本所蔵者の記載

ではなく、表題の下に「以真本写之」と記されているのみである。この

「真本」を、先度の考察では「真福寺本」のことであろうとしたが、一

般に「真本」とは「正本」の意で用いられることを考えれば、ここでも

正本をさすとみるべきであろう。しかし、この正本が具体的に何を指す

かは今のところ明らかにしえない。ちなみに、大須本には諸処に書き損

じがあり、田島氏も指摘しているように重複箇所が存在するが、『集』

本にはこれらはみられない。

（六）中院通一公筆旧記筆写

中院某による旧記の写しをさらに書写したものと考えられ、「建武二年閏十月十三日開白如法仮眼法」と題された某記の「廿日」条（A）、「承元五年正月廿五日於水無瀬殿被修之、慈鎮和尚也」に続く某記の「閏正月四日」条・「廿九日」条（挿入符で四日条の前におかれる）

（B）、「親顯筆跡」と見出しがつけられた八月十日付書状の写し（C）からなる。

Aは、建武二年閏一〇月七日から宮中でおこなわれた如法仮眼法に関するもので、Aと同じ記文は『門葉記』如法仮眼法一如法仮眼法現行

記「入道親王」「建武二年閏十月十三日^{辛卯}易宿為変異并三合御祈於内裏^{富小路}被始修如法仮眼法」にみえる。『門葉記』の当該部分は、某記の建武二

年閏十月十三日～廿日条記文からなつており、記主はとくに記されていないが、内容的に見て尊円入道親王と考えられる。したがつて、Aは尊

円の日記の一部ということになる。Bも、承元五年正月二五日から水無瀬殿でおこなわれた如法仮眼法に関するもので、やはり『門葉記』同

「和尚」「承元五年正月廿五日於水無瀬殿被修之」に廿九日条・閏正月四日とほぼ同じ記文がみえる。こちらの『門葉記』当該部分は複数の日記

から成つており、この両日の記文は、内容的にみて慈円が記したと考えられるが、「今日深雪」以下は、慈円以外の人物によって書かれたもの

のように思われる。A Bいずれも、仮眼法の修法期間中に降雪があり、それにも他にはまとまつた形で日記が残されていないことや記述内容の相似

から、A Bと『門葉記』との関係が注目されるが、単純に『門葉記』から抄出したものとするには留保が必要であろう。

Cは、外記政を行う場所についての先例等を尋ねた万里小路中納言あ

て書状で、年付はない。A Bとはまったく内容も性格も異なるCがなぜA Bのあとに書き継がれているのかは問題だが、固禪の奥書からは、少なくとも彼が見た段階ですでにこの構成となっていたと考えられる。なお、「中院通一」が誰か特定することはできなかつた。読者の御教示を乞うところである。

(七) 注進腰輿御修理之事

积文参照。(三)の解説で述べたように、從来、『国朝書目』に書名のみが伝わつていたものである。

(九) 葉室黃門定嗣卿記 殿拍子合

『葉黃記』寛元四年一月一八日条で、撰政一条実経第で行われた清暑堂御神樂の習礼についての記文である。⁽²⁵⁾

(一〇) 内膳奉膳等庭朝臣注進三通

「御台六本饌物非例員數如折敷高杯饌物居例」とされる一通、「御台一本・同一本・机一脚それぞれの場合の饌を記したもの」一通、「被減高杯本數例」とされる一通、計三通の勘例である。内膳奉膳等庭は濱島等庭。宝曆四年(一七八四)から寛政元年(一七九二)まで奉膳に任せられ、⁽²⁶⁾礼儀故実に精通し、奉膳の公務日記を記し始めた人物とされている。⁽²⁷⁾編著に『尚食類林』『饌林類纂』がある。この三通の注進については借用元に関する記述がみえないが、等庭が固禪と同時代人であることからすると、等庭から直接入手したと考えられる。

(一一) 侍臣更衣事

蔵人の更衣に関する記事を儀式書・故実書・古記録等から抄出したもの。この書名では『国書』にみえないが、類似の内容をもつ書目は多く、それらと比較検討を試みる必要があるう。

(一二) 入道左府記延慶元年十一月十六日記

延慶元年一月一六日の花園天皇の即位式に関する記録。親本所蔵者

である尾崎積興が本記文は忠教卿記であろうとの勘物を付しているのに對して、固禪は公衡公記であると改めているが、これは固禪の考證が正しい。史料纂集『公衡公記』では書陵部所蔵柳原本御即位部類記所収記文によつて当該箇条が翻刻されている。

『集』本で注目されるのはその本奥書であつて、

本云
申下 禁裏新写御本令助筆書写之手加一校了、
万治三年正月十三日 頭權右中弁^(桂賀房)藤原判

とあるように、「禁裏新写御本」によつて書写したとされていることがある。田島公氏によれば、寛文六年以前、後西上皇の主導によつて禁裏文庫書籍の副本が作成されており、万治四年の大火灾で禁裏文庫が焼失した後も、この副本によつて、後水尾天皇らが収集した朝議に關わる貴重な書籍が現在も東山御文庫として伝わつたとされる。⁽²⁸⁾この指摘をふまえると、「禁裏新写御本」とは、時期的にみてまさにその副本ではないかと考えられよう。なお、東山御文庫の収蔵書目には「入道左府記 延慶元年御即位 一冊」がみえる。

(一三) 古文書 署事

縹綢縁等の置の寸法を敷設する場所に応じて増減することについて記した「一紙」である。当然ながら『国書』にも書名はみえず、著者も明らかでない。奥書には、先年書き写していたものを改めて『集』に書き載せたとあり、『集』の成立を考えるうえで興味深い。

(一四) 天曆御記

①広平親王の元服に関する応和三年八月二十日条記文。『親王御元服部類記』所収記文と一致する。

②改元に関する応和四年七月十日条記文。このときの改元については、「応和四年甲子革令勘文」・「改元宸記」等に史料があり、そのいづれ

においても「天暦御記」記文がひかれているが、注目されるのは、改元

宸記が『集』本とおなじく七月十日・七日・八日という配列になつていることである。このことから、『集』本（親本である貞幹所蔵本）は「改元宸記」を抄出したものである可能性も考えられるが、「改元宸記」は作成年代・編者とも不明で、伝本は続群書類從本のみであるので、詳

細は明らかにしがたい。

（無番）地下佐更衣事 等庭勘文

これは、一六・八メ一四・〇センチの斐紙系統の紙に書き付けられ五〇丁ウラの、ど付近に貼付されているもので、冒頭「目六」の書目中にはみえない。地下佐の更衣について、「自曆記」建久九年一〇月八日条が抄出されており、見出しによれば、前出の濱島等庭による勘文である。

これも、（一〇）同様、固禪が等庭から直接入手したものであろう。この勘文は、贋写本においては本来の箇所から剥がれ落ちてしまつており、現状では最終丁ウラに貼付されている。

（一六）古文書三通

三通のうち、①は「室町院関東御返事并御領目六有」と肩書され、元亨四年の関東事書と年次不明の室町院領目録とが書き継がれたもの一通³⁰で、長文であるうえにすでに翻刻も試みられているため、釈文は付さなかつた。②は、応永一四年三月に前筑前守島田益直が注進した宣陽門院領目録一通。これについても『大日本史料』七一八、応永十四年三月是月条に掲出されているため、釈文は省略した。

（一七）古文書五通

②釈文参照。明応九年九月二十八日に没した後土御門天皇の追号に関する後柏原天皇からの諮問に対する左大臣菊亭公興と前関白近衛尚通の答申である。この諮問について記す『後法興院記』同年一〇月二六日条には、「追号事、人々申詞尋記之」として諸人の答申が記されており、②

はそのなかの前関白と左大臣の申詞と一致する。

④釈文参照。貞和四年一〇月二二日に、洞院公賢が太政大臣に任せられた際ににおける勘文。『園太曆』同年一〇月二〇日条所引奉行家司記に同じものが引用されている。

（一八）庄園古文書

③釈文参照。「四通一巻」とあるが、このうち三通目については、史料編纂所所蔵贋写本『京都御所東山御文庫記録』甲六十八（請求番号二〇〇一一一一六六）にこれと同じ文書が存在する。

④釈文参照。同じ内容の文書が同『京都御所東山御文庫記録』甲百八（請求番号二〇〇一一一一〇〇）に存在するが、そちらは年付が建武三年となつていて、

⑤・⑥・⑦および（一九）の二通、計五通の文書は史料編纂所所蔵影写本『久能木文書³²』中に同じものが存在する。これらの文書は、内容的に相互の関連性はうすいが、すべて積興の所蔵していたもので、さらにすべて『久能木文書』中みえるという点から考えて、まとまつて伝えしていだと考えられる。ただし、積興所蔵のものと久能木氏所蔵のものとの関係は明らかにしがたい。

（二二）大判事章茂記

「応永廿三年九月十一日室町殿春日御参詣右衛門権佐宣光召具間事」とされる記文および文書。『大日本史料』七一二十五、応永二十三年九月十一日条に関連史料があり、本記文についても『勤修寺家旧蔵記録』（京都大学文学部所蔵）所収本を底本とした翻刻が掲出されている。

以上、甚だ簡略な解説にとどまつたが、各所収文書の書誌については、関係諸本を縦密に調査し校合等を行ふことによつて、新たな知見をえることができるであろう。

おわりに

最後に、『集』の伝来について考えたい。『集』は、その形状から考えれば、固禪が自らの研究のため、手控えのようなものとして作成したと思われる。しかし、謄写本『集』の存在は、『集』がまったくの個人的用途として用いられるものに終ったわけではなく、(『集』自身の成り立ちがそうであるように)他家へ貸し出され、転写されていったことを示している。謄写本の奥書によれば、固禪によるもつとも新しい奥書から早くも一〇年の間に、甘露寺家→広橋家と転写されているのである。

以上のように、『集』は、その多様な所収文書類において、また、近世後期の京都公家社会における知的交流のネットワークをうかがえる点において、非常に興味深い書物である。とくに後者については、先にふれた濱島家文書の研究においても、文書の貸借を通じた知的交流が存在したことが明らかにされている。今後、裏松家のみならず各蔵書家における調査が進められたならば、こうしたネットワークの構造が立体的にうかびあがってくるであろう。それは、近世後期の京都公家社会を考える一つの切り口ともなるう。

〔注〕

(1) 発表の場は東京大学史料編纂所第一三九回研究発表会であり、発表内容の要旨は『東京大学史料編纂所報』三五号(一九〇〇年一〇月)一六五頁に掲載されている。

(2) 裏松家本については、西井芳子氏が「裏松固禪の自筆遺稿—主として大内裏圖考証と皇居年表について—」(『古代文化』二〇一四、一九六八年四月)でその概要を紹介されている。なお、西井氏が調査された當時はほとんど未整理状態であったようだが、その後徐々に整理が進み、現

在は仮目録(『裏松家記録目録』)が作成されている。

(3) 語句の不一致はままみられるが、転写の過程での誤写とみなしうる範囲である。稿末【校異一覧】を参照されたい。なお、本書には「本可△△」といつた墨書による校訂、および朱書による校訂が散見するが、いずれも謄写本に墨書・朱書で引き継がれている(謄写本にはさらに史料編纂掛によつてなされた校訂がみられる)。

(4) 謄写本には、この頁に「高嶺文庫」の印文をもつ蔵書印影ある。

(5) 前述のように、謄写本では最後の「書写奥書・(署名のない)花押」のあとに広橋光成の書写奥書がある。

(6) 前掲要旨参照。その際には、「固禪按、此一巻齋宮寮公文也」(「平治元年齋宮寮公文」(四))・「固禪考之、此記蓋公衡記歟」(「入道左府記」(一一))という按文から固禪に着目し、裏松家本の固禪自筆書写本群をさぐったところ『集』と同じ花押奥書をもつ『夜鶴装束鈔 定家卿撰』を発見したため、この奥書の筆跡と固禪自筆書写本の筆跡とが相似していること、固禪書写本の親本借用元が謄写本『集』所収史料のそれと共通するものが多く、書写年代も重なっていること等から、この花押は裏松固禪のものであると考えた。この比定は結果としては誤つていなかつたことになるが、裏松家本を再調査した結果、大きく書き改めることとなつた。なお、藤原氏の御教示によって見いだした『集』原本は、整理中の固禪書写本類のうちにあつたものだが、仮目録にはすでに書名が掲載されていた。つまり新たに発見された文書ではなく、すでに存在が確認されていながら筆者が見落としていたのである。筆者の調査の粗忽さを露呈するものであり、恥じ入るところである。

(7) 次に一例を掲げる。

〔為相卿五節仮名装束記〕 奥書

冷泉為相卿自筆之以卷物写之留者也、

寛政五年九月廿六日 以伴積興宿祢本写之、(花押)

筆者の調べたかぎりで他にこの花押をもつ固禪書写本は、以下のとおり。
『青蓮院尊祐法親王御口伝・女中書文乃次第』／『源語秘訣鈔』／『上卿故実』／『高僧伝画』／『羽林要秘鈔・後中記・久安四年十二月六日

- (8) 葬送記・年代不知類聚鈔」／「富家語抜書・中外鈔」／「魚書秘伝別鈔」／「雁衣鈔・雜事鈔狩衣部」／「玉英・公衡公記・宣房公一品拝賀記・永享九年行幸記・吉槐記」／「通茂卿実連卿七十賀記」／「仁部御記」／「經光卿記・忠光卿記・宣明卿記・資定卿記・兼宣公記」／「花園院御記」。
- (9) 究紀要 第2輯 平安文化の研究1』（一九七一年）に掲つた。
- (10) 注（2）西井論文。
- (11) 目録上・中・下、卷三付録上・中・下、卷四下、卷五・十上・下、卷十二上・下、卷十三～三十（終）の各卷、続巻六冊の全冊。一例として卷十五上・下の釈文を掲げる。
- (卷十五上 奥書)
- 「文化九年壬申四月、倩京人写之、錦小路頼理卿周旋其事、卿者先考之門人也。 藤原直子（印章略）」
- (卷十五下 奥書)
- 「文化十年癸酉夏、紹介錦小路頼理卿写之、 藤原直子（印章略）」
- これらのうち卷十七の奥書については、西井氏が、この卷のみは固禪自筆本であることを示すものとして紹介されている（前注論文）。論文中にはその挿入写真もあるが、参考のため釈文を掲げておく。
- 〔此一巻、先考所手書稿本也、不肖今因錦小路頼理卿得写全部、以此充一巻、欽慕之至、謹記始末、
- 文化十年癸酉五月 藤原直子（印章略）」
- (12) 彼らが親本所蔵写等としてみえる固禪書写本の一部の奥書を稿末に【固禪書写本奥書（抄）】として掲げた。
- (13) とくに藤原貞幹と固禪との交流については、裏松家史料中に含まれる固禪自筆書等にもとづく西井氏の考察がある（注（8）論文）。
- (14) 前述のように「目六」と表題は対応するが、両者で異なる書名（別称・略称等）を用いている場合もある。
- (15) 『東京大学史料編纂所報』三五号、一七〇頁。「第四十回常設展示 四
- (16) 女房官品々」。
- (17) それぞれ、「六条殿御修理間充記 一巻」（卷中）「註進腰輿御修理 一巻」（卷中）とある。
- (18) 『国朝書目』は、貞幹が『本朝書籍目録』・『本朝書籍目録別録』を増補して編んだものであるが、ここでとりあげた三書目は、いざれも「以△為記者今所加」とされる△印がつけられたものであり、貞幹が増補した書目があたつている。
- (19) 史料編纂所所蔵影写本『新編諸宗教藏総録裏書』（請求番号三〇七一〇七一五）影写奥書。また、この影写本を底本としたものが、『平安遺文』に「某寮納物注文』（三〇三一号）として掲載されている。
- (20) 稲本紀昭「斎宮寮とその経済」（三重大学教育学部研究紀要）二九一三、社会科学、一九七八年）。稻本氏は、文書中に所済物としてあげられているものが延喜式斎宮寮にみえる「諸国送納調庸」物とほぼ同じであることから、この寮は斎宮寮であるとした。なお、稻本氏は『平安遺文』本を用いている。
- (21) 田島公「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷—蔵書目録の紹介と収蔵品の行方」—科学研究費補助金（基盤研究（A）（2）研究成果報告書『東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』（二〇〇一年三月）。釈文には『集』本の語句との校異も示されている。
- (22) この目録には、「渡岡松殿書櫃目録」（集）本の③・「御記惣目録」（同①）・「伏見殿御記目録」「後伏見院御記目録」（同②）と四つの目録が書き上げられており、この順番で目録が配列されている。ちなみに、『集』本では、「伏見殿御記目録」と「後伏見院御記目録」は一巻に收められている。
- (23) 『大日本史料』六一二、建武二年閏十月七日条に関連史料がある。
- (24) 『大日本史料』四一十一、承元五年正月二十五日条に関連史料がある。
- (25) 『大日本史料』五一二十一、寛元四年十一月十八日条掲出史料として

翻刻されている。

(26) 濱島家および等庭については、須田肇「近世の内膳司について」『学習

院大学史料館紀要』五（一九八九年四月）が詳しい。

(27) 田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書—古代・中世の古典籍・

古記録研究のために—」『日本社会の史的構造』古代・中世（思文閣出版、

一九九七年）。

(28) 前掲科研報告書所収「東山御文庫本マイクロフィルム目録（稿）」。

(29) 『大日本史料』一一一、康保元年七月十日条。

(30) 本文書については、拙稿「東寺に伝來した室町院遺領相論関連文書について」『史学雑誌』一〇八一三、一九九九年三月）の「おわりに」を参照されたい。

(31) 『鎌倉遺文』二二三〇七号。

(32) 請求番号三〇七一・三六一九九。大正四年に当時東京市日本橋区室町

在住の久能木宇兵衛氏が所蔵していた文書を影写したものである。

(33) ちなみに、ここにあげた四通が『久能木文書』所収文書のすべてではない。

(34) 先にふれた濱島等庭も、多くの故実書・古記録類を筆写・収集し、公

家らと文書の貸借を行つていたことが明らかにされており、その貸借先

のなかには尾崎積興の名もみえる（西村慎太郎「近世後期地下官人と

「朝廷社会」—内膳司を事例として—」一九九九年四月、地方史研究協議

会日本史関係卒業論文発表会報告レジュメ）。

【奥書一覧】

番号は「目六」で付したものと対応する。本奥書は省略した。

(一) (書写奥書なし)

(二) 右一帖、以無仏斎所蔵之本写之、元本錯簡誤字繁多也、聊校訂之、

天明七年丁未年二月九日、(花押)

(三) 以尾崎玄蕃頭藏本写之、于時天明七丁未年三月四日 (花押)

【固禪書写本奥書 (抄)】

* () 内は、整理過程で付された仮番号である。

(四) 右一帖以伴積興宿禰藏本書写畢、天明七年四月九日 (花押)

(五) 右、天明七年五月廿七日書写、(花押)

(六) 右、隨一見写之、積鬱々消息本書有誤字少々、加校訂畢、天明

七年六月朔日 (花押)

(七) 右一帖、以積興宿禰藏本写之 天保七年七月九日 (花押)

(八) 天明七年丁未八月廿九日以石龜堂藏本写之、(花押)

(九) 右一帖、以広橋家本書写校合了、天明八年正月廿一日 (花押)

(十) 天明八年正月廿二日書写畢 (花押)

(十一) 右一帖、以頼理朝臣本令書写了、寛政三年五月三日 (花押)

(十二) 右一冊以積興宿禰本書写 一校畢、寛政三年五月四日 (花押)

(十三) 右一紙、古文書者故宗直朝臣所蔵也、先年書写畢、今日反古之中得之、仍書載之、寛政三年五月十八日 (花押)

(十四) 右一帖、以龜石堂藏書拝写、于時寛政三年六月六日 (花押)

(十五) 右一帖、以頼理朝臣所蔵之本書写之、寛政三年十一月朔日 (花押)

(十六) 右三通、從伴積興宿禰借之膳写畢、寛政四壬子年正月九日 (花押)

(十七) 以上五通、以積興宿禰所蔵写之、寛政四年正月十日 (花押)

(十八) 以上以積興宿禰本書写之、寛政四年正月十日 (花押)

(十九) 以上二通、以積興宿禰本書写、寛政四年正月十日 (花押)

(二十) 寛政四壬子年正月十二日写之、(花押)

(二十一) 寛政四壬子年正月十四日書写、(花押)

(二十二) 右一冊以縫殿頭藏本書写之、寛政四年正月廿一日 (花押)

(二十三) 以日野中納言美規卿本書写之、寛政四年正月廿一日 (花押)

(二十四) 以日野中納言藏本書写、寛政四年正月廿一日 (花押)

(29) 東京大学史料編纂所所蔵『集』について (伴瀬)

『革命革令考』（裏松4）

以縫殿頭家本令書写之、

『年中諸公事裝束要鈔』（裏松7）

以無^(藤原貞幹)本令写之了、

寛政十二年庚申三月卅日 桑門固禪

『又加朱』

『永和元年兼経公内大臣拝賀着陣記』（裏松18）

寛政七年八月下瀬膳写訖、

縫殿頭大伴判

寛政十一月九日令小童写之、 固禪

寛政四年八月十八日 固禪

『天皇御元服上寿作法鈔・天皇御冠礼部類記・天皇御元服式類記』

（裏松9）

以等庭朝臣本令写之、

寛政十一年八月廿四日 固禪

『平記 長曆元年』（裏松10）

右秘記一冊、借得縫殿頭積興宿欄之本書写畢、

寛政元年初冬二日

内膳奉膳兼志摩守^(濱島)等庭

寛政十一年四月三日 令傭書畢、 固禪

『春日社神宝御装束』（裏松13—1）

寛政四年五月七日 令^(藤原貞幹)藤叔子写之、後日加校、 固禪

『夜鶴書札抄』（裏松17）

以積興宿欄藏本令写之了、

寛政十一年八月一日 固禪

同三日 可校、

【釈文】（○）印および合点はすべて朱書）
○古文書三卷
京御領御所跡

高陽院町四町^{大炊御門以西}西洞院以西 堀河以東 中御門以南

冷泉院町四町^{二条以北}大炊御門以南 大宮以東 堀河以西

春宮町二町^{中御門以南}大宮以東 堀河以西

閑院南町一町

五条別納院四町^{五条以北}大宮以東 油小路以西

二条堀河一町^{冷泉以北}堀河以東

二条殿御所路二町^{三条以南}油小路以西 東洞院以東

京極殿御所跡一町^{大炊御門以北}高倉以西

京極殿御所^{三条以北}春日以南 朱雀以西

冷泉々殿一町^{冷泉以北}油小路以東

中御門北油小路東町内御領一所

大炊殿御所

五辻殿御堂

八条院御所并御倉廩屋等跡

三条堀河一町^{三条以北}堀河以西 姉小路以南

（三①）

藏人所并武者所屋敷
大炊御門西洞院面

院庁屋敷
大炊御門面

三条烏丸一町
三条以北
姫小路以南
烏丸以東
東洞院以西

小六条一町
六条以北
余
烏丸以西
六条功門以南

海橋立一町
左安牛以北
烏丸以西
室町以東

二条室町地五戸主余
三条坊門高倉地六戸主

五条京極七戸主余
塩小路大宮一町

一条御棧敷跡
塩小路大宮一町

万里小路今小路以北
今出川以東

大炊御門西洞院御倉町
一条油小路一戸主四丈

三条室町一町
三条室町一町

世尊寺
土御門北堀河東一町

二条高倉領
此外

世尊寺

土御門北堀河東一町

小野宮一町
冷泉北
烏丸西

中御門京極一町
中御門北
富小路東

嚴島一町
冷泉北
大炊御門南
西洞院東

三条坊門南室町東頬一町
春日南京極西一町

春日南万里小路東一町
三条高倉一町

已上近代有御沙汰歟
公卿座
西端一間
東端一間

右二卷

六条殿御修理間宛

長講堂

南二融
(隔、以下同)

母屋二融

次一融

北三融

顛倒僧座

透渡殿

公卿座

西二融竹屏

東三融付屏

同 中門廊五間

同 上中門付橋

軒廊

鐘樓

顛倒定朝堂

柱少々相残

同 渡殿

院御方常御所

同 御中居付土立部

女院御方常御所

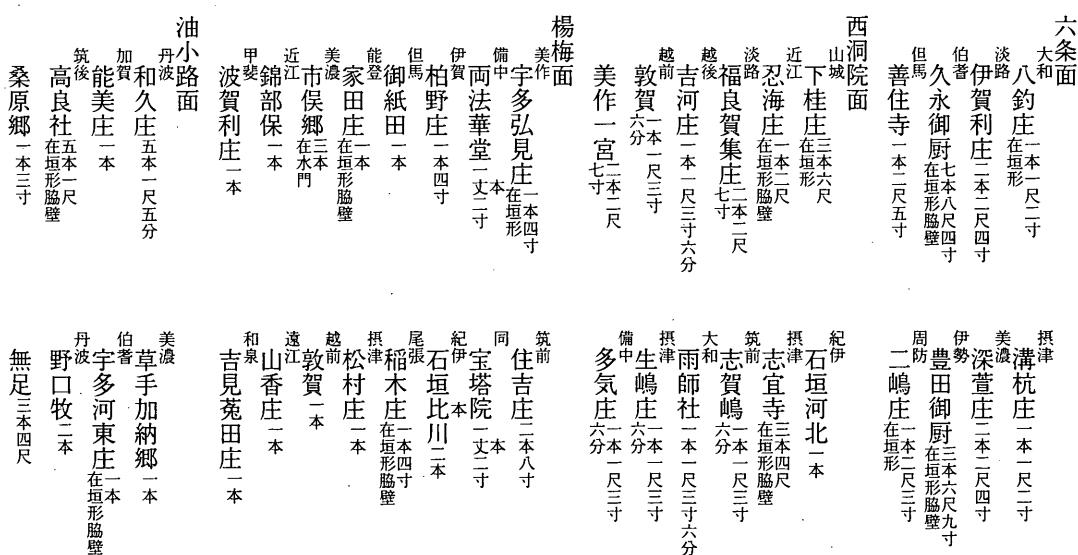
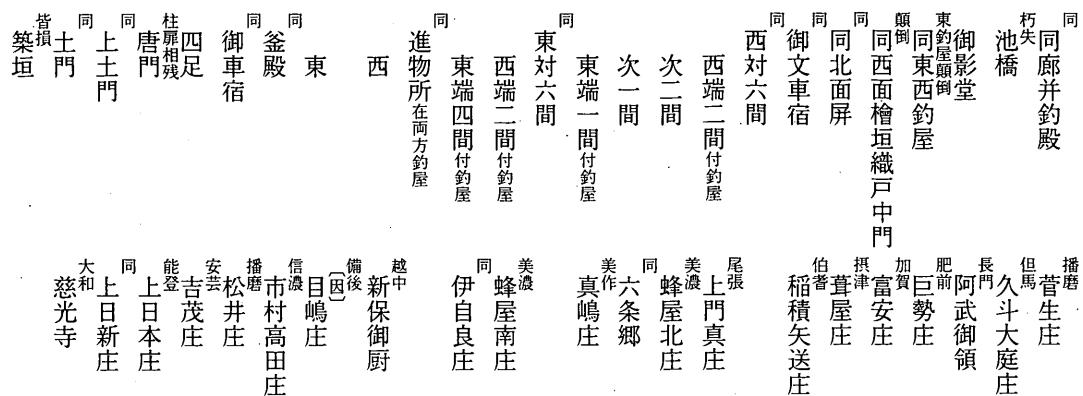
御車寄二融

顛倒御庇

公卿座
西端一間
東端一間

(三②)

(31) 東京大学史料編纂所所蔵『集』について (伴瀬)



右一卷
朽失
河開并橋

丹波
弓削庄

泉涌寺領所々惣別之住

〔朽損圖示〕

一所 摂津國潮江庄新免

一所 尾張國毛受郷七ヶ村

一所 備中國口林転法輪三条知行云々

一所 伊勢國四瀬本戸

一所 同國羅漢田

一所 講岐國二村七条鞍馬御寄進

一所 若狭國遠敷西郷舍利会料所、自去年
守護押領

一所 同國名田庄村同料所

一所 伊与国矢野保安樂光院被付、

一所 山城國九条比々田庄散在

一所 同國西岡田地散在

一所 同國竹田庄田地式段

一所 同國山科田地散在

一所 同國七条河原田

一所 同國法性寺田式段

一所 同國深草田式段

一所 同國新熊野屋敷

同洛中分

一所 高辻西洞院

一所 四条室町

一所 四条油小路

一所 四条富小路

一所 (北方)小路大宮

一所 綾小路西洞院

一所 八条猪熊

散在

(三)

無量寿院領分

觀堂領分

散在

真言院領分

散在

攝津國大田

已上

右一卷

秀憲（花押影）

賢芳（花押影）

以尾崎玄蕃頭藏本写之

于時天明七丁未年

三月四日（花押）

○注進腰輿御修理之事

一御蓋 代壺貫文 四方手崎金物鉄伏柄
朽損之間

一葱花 代參百文 金薄以漆置之、

一雨皮 代參貫文 生平絹面水色
長サ八尺弘六幅

一繕綢畧 代八百文 錦四方三重縁

一東京錦御茵 代式貫五百文

一加良美絣組 代壺貫文

一油單并張筵 代八百文
四方ニアリ

一木丸・総薬 代八百文

一金物所々 代參貫文 打金物等
檜並地盤

一柱四本 代五百文 木口・金物アリ、矢ハス
黒漆、雨儀ニ被用之、

一吳床 代壺貫文 檜木柱・八本鐵打金
物アリ、差綱等

一惣塗 代參貫八百文 折合分

一表裏筵 代參百文

已上拾八貫八百文

(七)

一 覆張可被用古物之間、不注申、

右為折中分注進如件、

行事官左史生

永正十二年六月 日

宗岡行賢上

右一帖、以積興宿禰藏本写之、

天明七年七月九日

(花押)

○古文書三通
(1)(2)は略、本文参照)

下京東畠 諸役人衆知行方

秀頬様御屋敷とて其以来不足分

高百卅七石二斗一升六合一夕

右之内替地渡申候覺

壹石四升二合三夕

寺町つきぬけ

壹石

綾小路

壹石七斗四升六合四夕

茶臼屋町

三石二斗二合五夕

仏光寺東頬

壹石四斗四升五合三夕

かちや町

八石六斗六合七夕

吉文字町

十石六升壹合

筋屋町

四石二斗七升

田原町

三石三斗二升四合

堀はた町

合卅六石三斗八升六合二夕

二郎衛門櫻

四石四斗二升

城南櫻

壹石八斗四升八合

同人

八斗壹升二合

与左衛門櫻

壹石五斗一升

合八石五斗九升

直務布毯

二石五斗一升三合九夕

直務隼人

四石三斗

直務図書

合九石八斗一升三合九夕

惣合五十四石七斗九升一夕有米
残八十三石四斗二升六合不足分

(一六)

慶長(六)

十月廿八日

衛士

召使 (花押影)

堀川 (花押影)

越中

盛勝 (花押影)

忠重 (花押影)

官務

□佐

右一通

右三通、従伴積興宿禰借之謄写畢、

寛政四壬子年正月九日

(花押)

(一七)

○古文書 五通

雅久宿禰勘文

禁裏御法事中公事例

一 寛治元年六月廿四日、於清涼殿大般若御説経結願也、

同日、廿一社奉幣定也、

一建仁元年五月廿一日、最勝講結願也、

同日、衆僧集会之後、祈雨奉幣也、

一文永二年六月廿二日、御修法中也、

同日、被勸伊勢太神宮次第日時、

一聖忘正日公事例

建長元年七月七日、白川院御正忌也、

同日、八社奉幣也、

弘安十一年七月七日、賀茂一社奉幣也、

一五月諸社遷宮例

貞觀五年五月廿二日、山城國広幡社遷宮也、

德治三年五月廿二日、日吉客人社遷宮也、

享徳三年五月十日、近衛前殿房嗣下鎮守社春日遷宮也、

此外各先規猶存之、

右一通 ①

御追号 勅答

左大臣公興公

旧主追号事、後陽成院・後土御門院両号共以無巨難、後土御門院者

雖有存子細、云御流云皇居之号、似有其寄哉、此上事宜在時議矣、

前閑白

旧主追号事、両号内後陽成院可然候哉、

右一通 ②

准后御影御衣之事

就被書故准后御影御衣之事、可為如何様哉、所見不詳候、凡尋常者

公私共以五衣勿論歟、其内可然之御方七八或十など隨分被用事候、
色當時儀萩・女郎花捻重等可宜候歟、委事不得才学之由被申入候哉、

右一通 ③

任大臣日時勘文

押申 任太政大臣日時

今月廿二日乙酉 時亥

右一通 ④

貞和四年十月廿日 隅陽助安倍朝臣親宣

和泉国衙分事除信太郷

下条郷 廿八石

吉見庄 地下請十二石

麻生郷 はり廿石

下男 守護謂五十貫文

菱木 十貫文

新免 上郷十五石地下請

山直郷 十石

万代庄 地下請十六石

輕部郷 十八石

此外押領仕所

八木郷 畠山中務少輔殿

加守郷 さか三会院

上条郷 譲岐殿

深井郷 春日御師但御直進也、

以上五通、以積興宿櫛所藏書写之、

文明十五年七月 日

右一通 ⑤

寬政四年正月十日 (花押)

○庄園古文書

修理職雜掌謹文言上

禁裡御修理料所灰方新田事

右子細者、山城國大江御杣内灰方荒野新田者、中古以来供御人等称新
田御年貢備進之間、紫宸殿為御修理料所被定置也、更非公文自余之知

行、而動善峯法師雖掠給御判、被棄措之條明鏡也、文正・延徳等御沙汰之次第被尽淵底者哉、早為被退妨、粗謹支言上如件、

永正五年十一月日

右一通 (1)

右御れう所、おくらの宮の御あと之事せんねんしるへきさいしよたつねいたし申上へきの由れんくおほせいたさるにより、この御跡の事申さたいたすによつて、しょ国所々御代くわんしきおなしく三ふん一とくたさるへきのよし、りんし御ほうしょをなしくたされ、おほせつけられ、（輪宣書）さほいなき所に、さんぬる文明三年に畠山のくないのせうまさ國そせう

に及といへとも、如此のしさいこてんそうひろはし殿をもつて申ひらくにより、ゑいりよかたしけなくきこしめしいれられ、さる所にかのまさ國又ふけへそせうをいたすといへとも、此しさい申上について、きはの御せいはいをなされ、今にさほいなき所に、いく程なく其弟いとて中つかさのせうまさちかそせう（忠節）によつて、ひて数におほせつけらる、（政少輔）すに御れう所申さたのちうせつによつて、ひて数におほせつけらる、うへかのまさちか、けいはうをと、むへきよし、おほせいたされハ、いよくかたしけなくかしこまり入そんすへきものなり、仍言上如件、

文明十五年三月 日

右一通 (2)

山城国美豆御牧内左馬寮領下司職之事、帶數通御判御下知等、任当知行旨、弥可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永禄七十二十九

左衛門尉判
（中澤光俊）

安禪寺殿雜掌

當御代下知 禁裏御料所左馬寮山城国美豆牧本役錢拾八貫文并公事物等之事、帶度々御下知当知行之上者、早任光源院殿御成敗之旨、可致其沙汰之段被成奉書訖、弥可被領知之由所被仰下也、仍執達如件、

永禄十二十二廿三

前信濃守判

散位判

菊亭雜掌

禁裏御料所左馬寮領城州美豆牧事、於下司職者、対安禪寺殿雖被成御下知、至本役拾十八貫文者、度々任奉書旨未進當納共以先々可沙汰渡菊亭家代官、更不可有難渋之由所被仰出之状如件、

永禄七 十二廿八

（諭訪）
光俊判

光源院殿御下知
安禪寺殿下司職之事

當所名主百姓事

禁裏御料所左馬寮領山城国美豆牧本役錢拾八貫文并公事物等事、永徳二年以来当知行之所、近年未進連々云々、太不可然、所詮如先々可致其沙汰之段被成御下知畢、早被存知之、弥可被全領知由所。仰下也、仍執達如件、

永禄十一十二

（諭訪）
中澤光俊判

備前守判

菊亭家雜掌
右四通一卷 (3)

美濃国大榑庄、加賀国井家庄内谷子村・笠野村両方、能登国家田庄、丹波国弓削庄、播磨国多可庄等地頭職事、可有御管領候、以此旨可令 奏

達給候、尊氏恐惶謹言、

建武四年八月卅日 左兵衛督尊氏(足利)（花押影）

右一通(4)

謹所奉元渡梅宮御領字菟田壱所事

合壱段半者、

右件田、依有直錢式貰要用、相具本券文、○水允兼佐朝臣永代々所奉壳

渡明白也、更以不可有後日沙汰之状謹言、

文治六年三月十九日 平（花押影）

右一通(5)

当御寺領攝州四ヶ庄内式拾石事、被任御當知行旨、弥御寺納不可有相違
状如件、

天正十一月廿二日 秀吉(足利)（花押影）
〔欠損・残画表示あり〕
□寺殿
雜草

右一通(6)

御門跡領諸国所々并八幡田新八幡田同寺辺敷在方々末寺以下事、任御當
知行之旨御管領不可有相違候也、恐々謹言、

四月廿九日 義政(足利)（花押影）

勸修寺殿

右一通(7)

以上以積興宿欄本書写之、

寛政四年正月十日（花押）

古文書 二通

天下安全御祈禱事、近日殊可令致精誠之状如件、
康安二年正月十八日（花押影）

亭子院長老

右一通
所召加祈祷人數也、殊可致精誠之狀如件、

至德三年三月十七日(足利義満)（草名影）

中務權少輔殿

右一通
以上二通以積興宿欄本書写、

寛政四年正月十日（花押）

【校異一覧】

ここでは両本の異同すべてを列挙することはせず、裏松本によつて謄
写本の誤りを校訂しうる箇所のみをあげるとどめた。また、訖文を付
した部分については省略した。なお、裏松本は虫損が進んでいるため、
逆に謄写本によつてその欠を補える箇所も少なくない。

以下、謄写本の丁数と表裏・「行数」（およよその目安として使用さ
れたい）・謄写本の字句—裏松本の字句、の順で掲げる。

四才「四」かう—こう／六才「五」ちやう—ひやう／八才「四・割書」
物—櫃／八才「五・割書」三升—三升／九才「三・割書」下御分—上御
分、寮預—寮頭／一二才「六」「下司」の肩に「傍注云」とあり／一三
ウ「六」雙—隻／一八才「九」給—僧／二五才「七」東鰯—東鰯／二八
ウ「八」御ふく—御ふみ／二九ウ「七」何啓—仍啓／一〇至—到／一
七政—故／三〇才「五」題田—題曰／一四和山—北山、悉我—悉載
／三一ウ「一二」天保—天明／三二才「三」「五」國—岡／三二ウ
「八」歟—歟／三三才「五」千里—千里／六塙—聖／三三ウ「五」不
作—所作／三四才「八」兼賢—兼賢／三八ウ「五」行末に「同年」あり
／三九ウ「七」此等—此第／四〇才「一三」手（カ）—午「一七」官東
行—官東門／一八内侍—典侍／四〇ウ「一・割書」下緒—下括／五・

傍書】官人車—官人車／四一才「七割」江—紅〔二三〕十三日—十二日
〔二五〕書写誌—書写訖〔二八〕延慶三年—延慶二年／四二才「二」「疊事」の上に朱丸あり〔一二〕五人—五尺／四二ウ「五・割書」之—者／
四三ウ「五」又利—文利／四四才「八」等—第〔一一・朱割書〕字行—
字形／四七ウ「五」改弁—頭弁「五・割書」■—直「八・割書」着—黒
／四八才「二二」□（雅カ）—雅／四八ウ「二二割書」忌—忘／五二才
〔二四〕□—三／五ニウ「一〇・朱傍書」川—河／五四才「七」「大」の
肩に『同』（朱字）と傍書あり／五五ウ「八・割書」菟—荒／五六才
〔四・割書〕借—供／六〇才「一二」兩—雨／六〇ウ「一〇割書」二十
廿／六三才「一〇」松—杜（カ）／七五才「一六」持□（空白）—持之
／七八ウ「一四」服—脇／七九才「二」笏—易／八〇才「二」容—客／
八一才「五」道（カ）—常／八二才「七」□□（虫損）—など／八三才
〔二一・一二行間〕公□卿—公麗卿／八三ウ「四」□院—閑院〔七〕□
□く—しゃく／八四才「七」高—尊／八四ウ「七」□—近／八九ウ「六」
相—可／九〇才「二三」夕—丈／九二才「八」た—さ／九六才「三」府—